

津久見市広告料収入事業実施要綱

(平成 29 年 5 月 15 日告示甲第 27 号)

(趣旨)

第 1 条 この要綱は、多様化・複雑化する市民ニーズに的確に対応し、サービスの向上を図るため税収、使用料等続く新たな財源を確保することを目的として実施する津久見市広告料収入事業（以下「事業」という。）に関し、必要な事項を定めるものとする。

(事業の内容)

第 2 条 事業の内容は、本市が発行する広報物、印刷物及びホームページその他本市が提供する広告媒体への広報掲載（以下「広告物」という。）に、企業等が広告物を掲載することにより、収入の増加又は経費節減を図るものとする。

(広告掲載の基準)

第 3 条 市長は、広告掲載の公平性及び中立性を保つため、市長が別に定める基準に基づき、その適否を判断するものとする。

(広告掲載の承諾)

第 4 条 広告物の掲載を行おうとする者は、当該広告掲載に係る広告物の内容、デザイン等（以下「仕様」という。）について、あらかじめ市長の承諾を受けなければならない。

2 前項の規定による承諾を受けた者（以下「広告主」という。）は、あらかじめ市長の承認を得て当該承諾に係る必要な手続等を広告代理業を営む者、広告看板等の製作者及びこれらに類する者（以下「広告取扱者」という。）に代行させることができる。

3 市長は、承諾を行うに際して、仕様の変更を指示し、又は必要な条件を付すことができる。

4 市長は、広告主又は広告取扱者が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 6 号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は同条第 2 号に規定する暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者（以下「暴力団関係者」という。）であるときは、第 1 項の規定による承諾を行わないものとする。

(権利譲渡等の禁止)

第 5 条 広告主は、承諾を受けた広告掲載の権利を譲渡し、又は転貸してはならない。

(広告物の掲載)

第 6 条 広告主又は広告取扱者は、広告掲載をする際は、広告掲載の方法、日程等について市長と協議の上、その指示に従わなければならない。

(広告の変更又は中止)

第7条 広告主は、次に掲げる事項のいずれかに該当する場合は、速やかに市長に届けなければならない。

(1) 広告掲載の規格、期間その他内容を変更しようとするとき。

(2) 広告を中止しようとするとき。

(広告主及び広告取扱者の義務)

第8条 広告主及び広告取扱者は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

(1) 広告の内容等に瑕疵（かし）、虚偽等がないこと。

(2) 広告の内容等が第三者の権利を侵害するものでないこと。

(3) 広告の関する財産権について、その権利処理が完了していること。

(4) 広告の内容等が承諾又は当該承諾に係る指示若しくは条件に適合したものであること。

2 広告主及び広告取扱者は、前項各号に掲げる事項に対し、第三者からの苦情、被害救済及び損害賠償の請求等の問題が生じたときは、自らの責任でこれらを解決しなければならない。

(広告掲載に係る承諾の取消し)

第9条 市長は、次の各号のいずれかに該当する場合は、広告掲載に係る承諾を取り消すことができる。

(1) 承諾を行った後の事情変更等により広告の内容等が第3条の基準に抵触したとき。

(2) 広告主又は広告取扱者が第4条第3項の規定による指示又は条件に従わないとき。

(3) 広告主又は広告取扱者が暴力団員又は暴力団関係者であると判明したとき。

(4) その他市長が特に必要があると認めるとき。

(広告物の削除等)

第10条 市長は、次の各号のいずれかに該当する場合は、第4条第3項の規定による承諾の条件で定めるところにより、自ら広告物の削除又は塗りつぶし等を行うことができる。

(1) 広告主及び広告取扱者が広告掲載の期間を満了したとき。

(2) 前条の規定により、広告主及び広告取扱者の広告掲載に係る承諾を取り消したとき。

(3) 広告主が、津久見市が発注する物品等供給契約にかかる競争入札参加資格審査要綱（平成16年告示甲第11号）第9条の規定に基づく指名競争入札参加資格の停止又は取消しを受けたとき。

(4) 広告主が倒産、解散等により消滅したとき。

2 前項の広告物の削除又は塗りつぶし等に要する費用は、広告主及び広告取扱者の負担とする。ただし、前項第4号の事由による場合は、この限りでない。

(委任)

第 11 条 この要綱に定めるもののほか、事業の実施に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、公示の日から施行する。